

本 地 小 学 校 生 徒 指 導 規 程

北広島町立本地小学校

第 1 章 総則

第 1 条 目的

この規程は、千代田ブロック内小・中学校間の連携に基づき、共通認識に基づく生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを明文化するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。

第 2 章 学校生活に関すること

第 2 条 服装について

① 規準服について

- 学校指定の規準服とする。（紺か黒のイトン型）ただし、冬季（11月～3月）において防寒のためにオーバーズボンを着用する場合は、オーバーズボンの中はジャージ等のズボンでもよい。その場合、学校に登校後、規準服に着替える。
- 上着、ポロシャツ、ブラウスの胸ボタンはとめ、裾はズボン・スカートの中に入れる。
- 黄帽とする。ただし、冬季（11月～3月）においては防寒のため黄帽以外の帽子でもよい。

② 靴・靴下について

- 上履きは学校指定のシューズとする。（色は自由）
- 靴は、体育の授業で使用できる靴とする。（ハイカット靴は禁止とする。）
- 冬季または雨天時では、華美でない長靴、防寒靴を履いてもよい。
- 靴下は、黒、白、紺、またはグレーの単色（ワンポイントは可）を基本とする飾りのないものとする。くるぶしソックスは禁止とする。くるぶしが完全に隠れていなければならない。（くるぶしの上端から3cm程度長いソックス）
※ 6年生は中学校進学を見据え、白（無地）のスニーカーを推奨する。

③ 防寒着

- セーター・ベスト
 - ・ セーターまたはベストを着用する場合は、制服の下に着用する。
（制服を着ずにセーターまたはベストの姿で過ごさないし登下校もしない。）
 - ・ 色は黒、白、紺、グレーのもの。（ワンポイントは可）
- 手袋・マフラー・ネックウォーマー・コート・スキーウェア・防寒用帽子等
 - ・ 冬季の登下校の際には、着用してもよい。
 - ・ 教室では、ボタン、ファスナーをとめハンガーにかけておく。
 - ・ 手袋、マフラー、ネックウォーマーは校内では着用しない。
（外で運動するときはネックウォーマーと手袋をしてもよい。）
- タイツ
 - ・ 冬季、タイツを着用してもよい。（色は、黒、紺またはグレー）

第3条 体操服・水着について

① 体操服

- 学校で規定のものを着用する。
- ※体育時の帽子は、赤白帽子を着用する。
- ※気候や体調に合わせて、冬季に限らず長袖・長ズボンを着用してもよい。
- ※体育時は、タイツをはかない。また、そでから出る長さの下着は着ない。

② 水着

- 黒・紺を基調としたスクール水着タイプのものを原則とする。
- 水泳帽を着用する。
 - ・ 紫外線等の健康面や体型面での心配がある児童は、長袖の水着やセパレート、水泳用の上着等（フードなし）も着用可とする。

第4条 頭髪・髪どめについて

- 頭髪・髪どめ等は、学習にふさわしく、華美にならない形として学校で定める。
- 清潔で自然な髪形であること。
- パーマ、脱色、カラスプレーは禁止する。
- 頭髪の長さは活動の妨げにならないようにする。前髪は目にかからない程度の長さに切るか結ぶかとめる。横髪、後ろ髪が肩にかかる場合は、結ぶか編む。
- 髪どめは、黒・紺・こげ茶等の単色とし、飾りのないものとする。
- マニキュアは禁止とする。（透明なものも不可）

第5条 校内での生活時間について

- 1 学校が、だれもが気持ちよく過ごすことができる場所として、生活時間を定める。
- 2 授業や諸活動の開始の合図とともに開始できる（着ベル）ように準備をすることを基本とする。

第6条 校内での行動について

- 1 誰もが安全に気持ちよく生活するために、「校内生活のきまり」を守って行動する。
- 2 言葉づかいは、丁寧な言葉を基本とし、誰もが気持ちよく会話できるようにする。
- 3 学習用具・遊具等の使用は、学校の規程内で行い、責任を持って返却する。
- 4 個々が率先して環境整備することを心がけ、ボランティア精神を発揮して公共の生活環境を整える。

第7条 所持品について

- 1 学校が、環境が整い、誰もが向上心を持って学習・生活することができる場となる所持品の規程をする。
- 2 学習に必要なものを常に忘れないように持参する。

（学習用具については、別に定める「本地小学校学習用具のきまり」に準ずる。）

- 3 学習に不必要なもの、金品は持参しない。
- 4 安全面からランドセルに不要な飾り、マスコットはつけない。（熊よけ鈴、防犯ベルは推奨）
- 5 携帯電話やスマートフォン等は、校内や学校生活に持ち込むことを禁止する。

※ 特別な事情がある場合は、保護者が学校に届け出る。許可になった場合、登校時に担任に提出し、放課後返却する。

※ 所持していた場合、学校が一時預かり、指導の後、保護者に返却する。

第8条 欠席等の手続きについて

- 1 欠席・遅刻・早退等の場合は、原則として保護者及び家族の者が必ず事前に学校と通学班の班長に連絡する。
- 2 欠席・遅刻等は、始業（午前8時15分）までに保護者の責任において連絡する。
- 3 早退等の場合は、少なくとも1時間前までには保護者の責任において連絡をする。
- 4 児童の出欠席の扱いについては、「出欠席の扱いについて」に準ずる。

第9条 通学について

- 1 児童の通学に関しては、学校の規程による。
- 2 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

第10条 改善指導について

- 1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に連絡して改善してもらう。
- 2 それでも改善が見られない場合は、保護者に来校を願い、指導の協力をお願いする。

第3章 校外生活に関すること

第11条 家庭生活について

- 1 規則正しい生活（3点固定：①起きる時刻②寝る時刻③家庭学習を始める時刻）を送ることを心がけ、健康に留意する。
- 2 家族の一員としての意識を持って生活し、できることから家族に貢献するよう心がける。

第12条 校外で遊ぶとき

- 1 自他の生命を尊重し、他の人に迷惑をかけないことを基本として、遊ぶ場所・方法を熟考する。
- 2 金品の購入や家からの持ち出しは必ず保護者の承諾を得る。
- 3 自分たちの責任の範囲内での遊びをする。
- 4 あいさつや片づけ等、社会のルールやマナーを守る。
- 5 遊泳禁止区域での水遊びは禁止とする。また、保護者同伴でない場合の河川での遊泳は禁止とする。
- 6 友達同士で、物品の交換、売買及び金銭の貸し借りはしない。
- 7 交通ルールを守り、交通安全に心がける。

- ・自転車に乗るときは、保険に入る。
- ・自転車に乗る時は、安全面から必ずヘルメットを着用する。
- ・1年生と2年生は車道で自転車に乗らない。

(交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。)

8 帰宅時刻を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。

- 帰宅時刻は、夏季(4～9月):午後6時、冬季(10月～3月):午後5時
- 家にいる時間を守る。(午前10時まで。午前11時30分から午後1時まで)
- 夜間の外出や外泊は、保護者の責任において行われる監督・保護のもとでのみとする。

9 児童だけで校区外には出ない。ただし、学校が規定する範囲内(明神～八反田商店まで等)であれば行ってもよい。学校区外は保護者(大人)同伴で行く。

- * サックスに児童だけで行かない。
- * 特別な場合(おつかい)は、家の人とよく相談をして決める。

第4章 特別な指導に関すること

第13条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした児童生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① いじめ
- ② 飲酒・喫煙
- ③ 暴力・威圧・強要行為
- ④ 建造物・器物破損
- ⑤ 窃盗・万引き
- ⑥ 性に関するもの
- ⑦ 薬物等乱用
- ⑧ 交通違反
- ⑨ 刃物等所持
- ⑩ その他法令・法規に違反する行為

※ 法規・法令に違反する行為については、程度の状況により判断し、必要に応じて、警察・関係諸機関と連携をとる。

(2) (1)以外の下記の行為

- ① いじめにつながる行為(暴力、あだ名、ひやかし・からかい等)
※ インターネットを通じたいじめ、他人に対する誹謗中傷を含む。
- ② 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ③ 授業妨害
- ④ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑤ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑥ カンニング等の不正行為
- ⑦ 家出及び深夜徘徊

- ⑧ 怠学
- ⑨ 不良交友
- ⑩ 金品持出
- ⑪ 不健全娯楽（賭け事等）
- ⑫ 携帯電話、スマートフォン、インターネット等の不健全使用に関するもの
- ⑬ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第14条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。また、別に定める、「特別な指導の流れについて」をもとに指導を行う。

- (1) 説諭
 - ・ 口頭による指導
- (2) 通常反省指導
 - ・ 通常の学校生活を行いながら、休憩時間・放課後を活用して行い、望ましい生活や学習の態度を育てる。
- (3) 別室反省指導
 - ・ 通常の学校生活とは別日程で別室にて指導を行う。
 - ・ 複数の職員体制で、学習指導・面接・反省文の記入・校内美化作業を行うことによって、望ましい生活や学習の態度を育てる。
 - ・ 別室反省指導の時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により生徒指導委員会で協議し学校長が決定する。
- (4) 器物損壊について
 - ・ 校内の物を壊した場合（わざとではない場合でも）「破損届」を書き、学校長に届ける。
 - ・ 保護者に弁償を求める場合もある。弁償を求めるか否かの判断は学校長が行う。
- (5) 保護者連携による改善指導について
 - ・ 特別な指導を行ったとき、または、学校生活に関する規程に逸脱している場合は保護者に連絡し、保護者と連携して指導を行う。
 - ・ 改善が見られない場合、保護者面談が必要と学校長が判断した場合は、保護者に来校をお願いする。
- (6) 関係機関連携について
 - ・ いじめに関わり、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、関係機関と連携した取組を行う。
 - ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと判断した事案については関係機関と連携した取組を行う。